

令和2年5月12日

令和2年第1回美浦村議会臨時会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 3 号 令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

美浦村長 中 島 栄

令和2年 専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例等の一部を改正する条例

（美浦村税条例の一部改正）

第1条 美浦村税条例（昭和44年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項前段中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項後段中「登録されている」を「登録がされている」に、「登録」を「登記」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、「。」の次に「この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。」を加え、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を

「により」に改め、「所有者とみなし、」の次に「都道府県等が」を加え、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「よって」を「により」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改め、同条第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項中「する。」の次に「ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。」を加え、同条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合」を「延滞金特例基準割合に」に、「割合)」を「割合。))」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「当該加算した割合」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33号第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」

に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改め、同条第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第

第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項を削り、同条第4項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改め、同項を同条第3項とする。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「、第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「法同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10

項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第2項、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書き中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（美浦村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成31年美浦村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、美浦村税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中美浦村税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中美浦村税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中美浦村税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令

和4年4月1日

- (5) 第1条中美浦村税条例附則第7条第1項及び第17条の2第3項の改正規定（土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項7第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の美浦村税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第2百92条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第3百4条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第2百92条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第2百3条の6第1項に規定する公的年金等（同法第2百3条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の美浦村税条例の規定中法人の村民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則

第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の村民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の村民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべき

であった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。
第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべき
であった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

(美浦村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成27年美浦村条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(美浦村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成29年美浦村条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(美浦村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 美浦村税条例等の一部を改正する条例（平成30年美浦村条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」

に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和2年 専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第3号

令和2年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

令和2年度美浦村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,561,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,000,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月12日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		405,621	1,555,641	1,961,262
	2 国庫補助金	60,458	1,555,641	1,616,099
19 繰入金		268,434	6,165	274,599
	2 基金繰入金	268,429	6,165	274,594
歳入合計		6,439,000	1,561,806	8,000,806

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		723,725	1,536,270	2,259,995
	1 総務管理費	485,295	1,536,270	2,021,565
3 民生費		1,863,761	18,871	1,882,632
	2 児童福祉費	640,012	18,871	658,883
6 商工費		19,616	6,000	25,616
	1 商工費	19,616	6,000	25,616
9 教育費		797,987	665	798,652
	3 中学校費	47,156	165	47,321
	4 幼稚園費	90,761	500	91,261
歳 出 合 計		6,439,000	1,561,806	8,000,806

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	405,621	1,555,641	1,961,262
19 繰入金	268,434	6,165	274,599
歳入合計	6,439,000	1,561,806	8,000,806

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	723,725	1,536,270	2,259,995	1,536,270			
3 民生費	1,863,761	18,871	1,882,632	18,871			
6 商工費	19,616	6,000	25,616				6,000
9 教育費	797,987	665	798,652	500			165
歳 出 合 計	6,439,000	1,561,806	8,000,806	1,555,641			6,165

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	17,260	1,536,270	1,553,530
2 民生費国庫補助金	11,020	18,871	29,891
5 教育費国庫補助金	940	500	1,440
計	60,458	1,555,641	1,616,099

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

8 財政調整基金繰入金	138,707	6,165	144,872
計	268,429	6,165	274,594

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
15 特別定額給付金費補助金	1,536,270	5 特別定額給付金費補助金 1,514,400
		6 特別定額給付金給付事務費補助金 21,870
2 児童福祉費補助金	18,871	25 保育対策総合支援事業費補助金 1,350
		110 子育て世帯臨時特別給付金補助金 16,650
		111 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 871
3 幼稚園費補助金	500	50 教育支援体制整備事業費交付金 500

1 財政調整基金繰入金	6,165	5 財政調整基金繰入金 6,165
-------------	-------	-------------------

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
23 特別定額給付金費	0	1,536,270	1,536,270	1,536,270			
計	485,295	1,536,270	2,021,565	1,536,270			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	8,270	2 特別定額給付金給付費 1,514,400 18 負担金補助及び交付金 1,514,400 10 補助金 1 特別定額給付金
10 需用費	600	3 特別定額給付金給付事務費 21,870 3 職員手当等 8,270 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
11 役務費	3,300	10 需用費 600 1 消耗品費 300
12 委託料	9,500	4 印刷製本費 300 1 印刷製本費
17 備品購入費	200	11 役務費 3,300 1 通信運搬費 2,500 1 郵便料
18 負担金補助及び交付金	1,514,400	4 手数料 800 33 口座振込手数料 12 委託料 9,500 5 業務委託料 6,000 1 給付等事務委託料 7 電算処理委託料 3,500 1 電算処理委託料 17 備品購入費 200 1 庁用器具費 1 庁用器具費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	89,063	17,871	106,934	17,871			
-----------	--------	--------	---------	--------	--	--	--

1 報酬	28	65 子育て世帯臨時特別給付金給付費 16,650 18 負担金補助及び交付金 16,650 10 補助金 10 子育て世帯臨時特別給付金
8 旅費	1	66 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 871 1 報酬 28 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員
10 需用費	200	8 旅費 1 1 費用弁償
11 役務費	173	1 費用弁償 11 役務費 173 1 通信運搬費
12 委託料	669	1 郵便料 12 委託料 669 5 業務委託料 504
17 備品購入費	150	5 申請書等作成業務委託料 7 電算処理委託料 165 5 システム改修業務委託料
		67 認可外保育所保育環境改善等事業費 350

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
3 保育所費	293,250	1,000	294,250	1,000			
計	640,012	18,871	658,883	18,871			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工振興費	16,814	6,000	22,814				6,000
計	19,616	6,000	25,616				6,000

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	29,073	165	29,238				165
計	47,156	165	47,321				165

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	90,761	500	91,261	500			
計	90,761	500	91,261	500			

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	16,650	10 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 17 備品購入費 6 保育用備品費 1 保育用備品費	200 150
10 需用費	400	54 大谷保育所保育環境改善等事業費 10 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費	500 200
17 備品購入費	600	17 備品購入費 6 保育用備品費 1 保育用備品費 55 木原保育所保育環境改善等事業費 10 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 17 備品購入費 6 保育用備品費 1 保育用備品費	300 500 200 300

18 負担金補助及び交付金	6,000	5 中小企業事業継続応援貸付金費 18 負担金補助及び交付金 5 負担金 12 中小企業事業継続応援貸付金負担金	6,000 6,000
---------------	-------	--	-----------------------

12 委託料	165	5 中学校施設管理費 12 委託料 5 業務委託料 15 不動産鑑定業務委託料	165 165
--------	-----	---	-------------------

10 需用費	200	56 教育支援体制整備事業費 10 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費	500 200
17 備品購入費	300	17 備品購入費 6 保育用備品費 1 保育用備品費	300

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,931	20,388	2,343	22,731	
	議員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	669	27,676						27,676		27,676	
	計	683	69,460	13,920	18,152			1,931	103,463	17,933	121,396	
補正前	長等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,931	20,388	2,343	22,731	
	議員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	669	27,676						27,676		27,676	
	計	683	69,460	13,920	18,152			1,931	103,463	17,933	121,396	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>74</u>) 171	74,428	603,727	380,748	1,058,903	190,405	1,249,308	
補正前	(<u>74</u>) 171	74,400	603,727	372,478	1,050,605	190,405	1,241,010	
比較	(<u> </u>)	28		8,270	8,298		8,298	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,334	4,944	9,835		30,350	1,074	14,040	138,102	92,830	78,239	
	補正前	11,334	4,944	9,835		22,080	1,074	14,040	138,102	92,830	78,239	
	比較					8,270						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 139		527,375	349,423	876,798	161,755	1,038,553	
補正前	(<u>2</u>) 139		527,375	341,153	868,528	161,755	1,030,283	
比較	(<u> </u>)			8,270	8,270		8,270	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,334	4,944	8,490		28,920	1,074	14,040	119,084	92,830	68,707	
	補正前	11,334	4,944	8,490		20,650	1,074	14,040	119,084	92,830	68,707	
	比較					8,270						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>72</u> 32)	74,428	76,352	31,325	182,105	28,650	210,755	
補 正 前	(<u>72</u> 32)	74,400	76,352	31,325	182,077	28,650	210,727	
比 較	(<u> </u>)	28			28		28	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,345		1,430			19,018		9,532	
	補 正 前			1,345		1,430			19,018		9,532	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	会計年度任用職員	
		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.10 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 其他 計 補正後 141 人 人 141 人 補正前 141 人 人 141 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	8,270	会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当	
		制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	8,270 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	8,270

3 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一般行政職	技能労務職
令和2年5月1日現在	平均給料月額	321,949	313,143
	平均給与月額	347,271	318,586
	平均年令	41歳 8月	54歳 8月
令和2年3月1日現在	平均給料月額	324,769	314,800
	平均給与月額	369,261	322,507
	平均年令	42歳 6月	55歳 10月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和2年5月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 6	() 85.7%
	6	() 13	() 11.1%	3	() 1	() 14.3%
	5	() 14	() 12.0%	2	()	()
	4	() 32	() 27.4%	1	()	()
	3	() 24	() 20.5%			
	2	() 21	() 17.9%			
	1	() 9	() 7.7%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和2年3月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 8	() 88.9%
	6	() 17	() 14.4%	3	() 1	() 11.1%
	5	() 11	() 9.3%	2	()	()
	4	() 34	() 28.8%	1	()	()
	3	() 25	() 21.2%			
	2	() 21	() 17.8%			
	1	() 6	() 5.1%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 9	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	131	117	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	